

「いじめ防止基本方針」

長崎市立小島中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるように、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 志を高く持ち、自ら学ぶ生徒（知）
- 規律正しく、思いやりのある生徒（徳）
- 心身共に健やかでたくましい生徒（体）

「PTAとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 本部会
- ・ 理事会
- ・ 学年、学級 PTA
- ・ 部活動振興会

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭
 - ・ 生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭
 - ・ 教務主任・学年主任
 - ・ S C・学校相談員 など
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

《A体制》

「関係機関との連携」

- ・ 市教育委員会
- ・ 警察・法務局・スクールソーシャルワーカー
- ・ 子育て支援課・児童相談所・民生委員
- ・ 医療機関
- ・ 少年センター・育成協・子どもを守るネットワーク・学校評議員など

《B体制》

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

(基本理念)

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのためいじめをさせない、いじめを許さない、目の届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。

(認識と対応)

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識に立ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。

(日常の取組)

- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

(早期発見と関係機関との連携)

- いじめの未然防止と早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。

(人権意識と道徳心の涵養)

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

(取組の評価)

- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力と道徳的実践力を身につけた生徒を育成する。

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成
- (3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- (4) 学校基本方針による取組の評価

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 校内の「いじめ相談窓口」の周知と教育相談体制の整備
- (4) 相談機関等の周知

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上へのいじめへの対応

4 重要事態等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

いじめ対策委員会 { A体制 … いじめを発見したとき校内体制
B体制 … 重大事案が発生したときの緊急体制

5 いじめが発生した場合の対応（フローチャート）

※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。

1 いじめの情報



- ①いじめが疑われるような動きを見つけた場合
- ②いじめを発見した場合
- ③生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合
- ④生活アンケートや個人面談から情報が得られた場合
- ⑤急に欠席や遅刻が増えたり、衣服等が乱れたり、おどおどした態度が見られたりするなどいじめの兆候を感じたとき

2 情報キャッチャー



- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で行為をやめさせる。
- ②相談を受けた担任等が一人で判断して抱え込まずに、速やかに担任や学年主任、部活動の顧問、生徒指導担当などに連絡・相談する。
- ③発見者に感謝する気持ちで、全職員が共有する。

3 担任・学年主任 生徒指導主事への報告



- ①速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ②事実を確認するときは、被害者・加害者とともに本人と信頼関係ができるものを入れながら、複数の教職員である。

直ちに報告

教頭・校長への報告

4 いじめ対策委員会



関係機関との連携

- ①「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- ②事実関係をできる限り正確につかみ、保護者等に説明するため記録しておく。
- ③犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、たまらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害生徒への継続した支援

- ・被害者の心情を十分に受け止めながら、できるだけ具体的な状況を聴き取る。
- ・被害生徒を守り抜く姿勢を示すとともに、信頼関係のある教職員やSCなどを入れながら話をすすめる。
- ・養護教諭やSCなどと協力して心のケアに努める。

※いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、正められなくても誰かに勇気をもって知らせるように呼びかけと指導を行つ。

加害生徒への継続した指導

- ・事実確認後、当事者だけではなく友人等からも情報を通じながら正確な事実関係をつかむ。
- ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させると共に、不満やストレスがあつてもいじめに何かわせない力を育む。
- ・いじめを起こした生徒の生活背景や課題も明確にしていくようとする。
- ・聴き取りは、不用意に周囲に知れることがないように配慮し、一方的な説論にならないようにSCや信頼されている教職員等が複数で聴くなどの工夫をする。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように十分に配慮をする。

5 保護者への対応



- ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに謝罪する。今後の学校との連携方法について話し合い、理解と協力を依頼する。
- ・一方的に過失を伝えるだけでなく、加害生徒の課題解決のための具体的な支援についても話し合う。

6 市教委への報告

- ・いじめ事案については、すべて速やかに市教委へ報告するとともに、必要に応じて子育て支援課、児童相談所、警察等の地域の関係機関、他校とも連携を図る。
- ・新しい情報がわかり次第、第2・第3報を市教委に報告し、対応を協議する。

6 いじめのサインとチェックポイント

(1) いじめられているこどもが発するサイン

① 服装

- 衣服の汚れ、破れがある
- 傷やあざがある

② しぐさや態度

- どこかおどおどして、脅えている
- 家族と親類を呑ませない

③ 友だちとの関係

- 周りの友だちに異常なほど気をつかう
- 交友関係が急に変わった
- 嫌なあだ名で呼ばれる

④ 生活面

- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている
- 黒板、トイレなどに裏名やあだ名で落書きされている
- 学級写真などの顔にいたずらされている
- 体の不調を訴えて、遅刻・早退をする

※アンダーラインはキーワード

7 年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知 生徒の情報交換 生活アンケート調査	10	生活アンケート調査
5	連休明けの生徒観察・情報交換 みちしるべ 民生委員・スクールサポーターとの情報交換 生活アンケート調査	11	三者面談 教育相談 民生委員・スクールサポーターとの情報交換 生活アンケート調査
6	生徒総会 教育週間（道徳公開授業） 民生委員・スクールサポーターとの情報交換 生活アンケート調査	12	人権集会 民生委員・スクールサポーターとの情報交換 職員研修会（情報交換、ケース会議） 生徒会役員改選と組織づくり 生活アンケート調査
7	家庭訪問 教育相談 三者面談 民生委員・スクールサポーター・ 学校評議員との情報交換 生活アンケート調査（登校日）	1	休業中の生徒の情報交換と共通理解 民生委員・スクールサポーターとの情報交換 生活アンケート調査
8	平和祈念集会 職員研修会（情報交換、ケース会議他） 生活アンケート調査	2	新入生説明会（中学校の取組紹介） みちしるべ 生活アンケート調査 次年度申し送り
9	休業中の生徒の情報交換と共通理解 生活アンケート調査 民生委員・スクールサポーターとの情報交換	3	資料作成 新入生引継ぎ・情報収集 年間の取組の検証・評価

※ いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
小島中学校	095-821-9125	8:45~16:45 (月~金)
24時間子供 SOS グイド(親子ホットライン)	0120-0-78310	24時間
こころの電話	095-847-7867	9:00~16:30 (月~金)
子ども・家庭 110番	095-844-1117	9:00~20:00 (毎日)
テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00~17:45 (月~金)
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00~17:45 (月~金)
こども人権 110番	0120-007-110	8:30~17:15 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00 (毎日)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00~17:45 (月~金)
長崎市教育研究所教育相談	0120-556-275	9:00~16:00 (月~金)
子育て支援課相談電話	095-825-5624 095-822-8573	8:45~17:30 (月~金)